

令和7年度における独立行政法人農業者年金基金の 中小企業者に関する契約の方針

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第5条第1項の規定に基づき、令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和7年4月22日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和7年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

令和7年度の独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が91百万円、比率が56.4%になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

新規中小企業者向け契約目標については、基本方針において「新規中小企業者の契約比率についても、前年度までの実績を上回るよう努め、引き続き国等全体として3%以上を目指すものとし、取組を加速して着実な目標達成を図るものとする。」と定められている。

このことを踏まえ、この目標の達成に資するよう、新規中小企業者の契約比率については3%以上を目指し、新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次の事項について取り組むこととする。

1 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報についてホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとし、発注計画の策定が可能なものはこれを積極的に定め、ホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に情報提供するよう努めるものとする。

オープンカウンター方式による調達については、ホームページに調達情報を掲載し、中小企業・小規模事業者の競争参加者の拡大を図るものとする。

2 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

中小企業・小規模事業者が入札等に余裕をもって計画的に参加できるよう、

仕様の内容に応じて適切な公示期間を設けることに加え、質問の受付対応や必要に応じて説明会を実施し、説明会から入札までの期間を十分に確保する取り組みを継続する。

3 知的財産権の取扱いの明記

著作権等の知的財産権が含まれる印刷製造の発注等に当たっては、知的財産権の使用等についてその範囲を事前に検討した上で、その取扱いを書面で明確にするよう努める。

4 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

契約の内容等に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮する。

5 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

特に人件費率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）に関し、年度途中に最低賃金額の改定があった場合は、適正な価格で契約金額の見直しが行われるよう検討し対応するように努めるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

新規中小企業者及び組合の活用のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むこととする。

- 1 類似の契約で新規中小企業者との契約実績のある契約がある場合には、新規中小企業者の参入を妨げることがないよう特に留意して、仕様内容等を定めるものとする。
- 2 契約相手方が新規中小企業者であるときは、必要に応じて、国における競争契約参加資格の取得を促すものとする。
- 3 一般競争入札による場合、競争参加者の資格の設定に際し、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、下位等級者の参加が可能となるよう努めるものとする。
- 4 少額の随意契約による場合、契約の内容等を踏まえ、可能な限り新規中小企業者の競争参加に努めるものとする。

第4 第1から第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者・小規模事業者の受注機会の増大のため、推進本部を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。

別紙

推進本部

本部長 : 理事（総務担当）

本部員 : 総務部長
総務部経理課長

（事務局 総務部経理課）